

## 大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例案

大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報保護評価）

第9条の2 実施機関は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第27条第1項に規定する評価書（以下「評価書」という。）について、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に定める必要な見直しを行ったときは、当該評価書に記載された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）の取扱いについて、審議会の意見を聴かなければならない。

第59条第3項中「6人」を「10人」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（部会）

第59条の2 審議会は、その指名する委員3人以上をもって構成する部会に、前条第1項に規定する事項について調査審議させることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成26年11月 21 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

個人情報保護審議会の権限に属する事項の範囲及び委員の定数を改めるとともに、同審議会に部会を設置するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市個人情報保護条例（抄）

（電子計算機処理の制限）

第9条 省 略

（特定個人情報保護評価）

第9条の2 実施機関は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第27条第1項に規定する評価書（以下「評価書」という。）について、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に定める必要な見直しを行ったときは、当該評価書に記載された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）の取扱いについて、審議会の意見を聴かなければならない。

（審議会の設置及び組織）

第59条 省 略

2 省 略

3 審議会は、委員 6人 以内で組織する。  
10人

4 - 7 省 略

（部 会）

第59条の2 審議会は、その指名する委員3人以上をもって構成する部会に、前条第1項に規定する事項について調査審議させることができる。